



改憲より 被災地の復興・再生を!!

本日は、沖縄慰霊の日です。

意見広告

過激ナショナリストの政権
—海外では、安倍政権はどう評価されていますか？
樋口 世界は、大震災や原発事故からの復興はもちろん、沖縄の基地問題や近隣諸国との関係についても注目している。アメリカのメディアの論壇では、「歴史を否定するばかりではなく、あえて負の歴史」を美化する「政治勢力を心配している。ヨーロッパでは、移住区の焼き討ちなどネオナチ勢力に手を焼いているが、日本ではそうした「過激ナショナリスト」が政権まで取ってしまったのか、と危惧されている。(きく)されている。

他国の改正ルールとの比較もあるが、それは歴史の違いだ。例えば、ドイツで国民投票がないのは、国民に任せてヒットラーが誕生した反省からだ。仮に国民の多数が望んでも、議会両院の三分の一以上でしか変更ができず、改正禁止の条文もある。フランスでは一七八九年に制定された人権宣言が、日本国憲法 第二三二「自衛隊が国防軍へ変わる」と徴兵制に繋がりますか? 横口 今の戦争はハイテクであり、徴兵制は役には立たないと言っている。問題は正式な軍隊となれば、直接的に異を唱えることが難しくなり、国民のコントロールが及ばなくなることだ。その影響はいち早く子ども達の教育を通して表れる。今の子ども達は、戦時中のように「夢は陸軍大将」とは言わないが、國の基本が変われば価値観も変わっていく。軍隊教育が國全体を軍国主義に染め上げてきた日本の歴史を振り返って頂きたい。

一憲法改正は国民生活についてどんな影響ありますか?

横口 9条特に国防軍が主に取り上げられるが、一番の基本は13条の「個人の尊重」が「人に変えられる」といた。これだと動物と違うというだけのことだ。言論の自由など、自由権と労働基本権など社会権の規制も問題だ。憲法には、国民の権利の原則が書かれて

インタビューに答える樋口陽一氏(左から樋口 後藤 清蔵)=東陽写真

憲法に改変 条から「個人」が消える

宣誓の一七九条は、新たに作られる法律の違憲判断基準として今なお「神聖不可侵」だ。憲法改正手続きを易しくすれば、選挙で政権交代がある度、憲法もひっくり返る。その時々の単純過半数で、国民を権力から守る憲法、国の基本となる憲法を変えて良いのかを真剣に考えてほしい。

おり、他人の名誉を損なう論などは例外として法律で規制されている。ところが自民党の改正案では、第一項で自由を保障し第一項に規制を盛り込んでいる。憲法上の規定に、原則と規制(例外)を対等に並べることで、権力者による国民の権利の制限が容易となる。両性の平等の24条からは、「婚姻は両性の合意のみに基づいて」の条文から「のみ」が削除されている。これでは「誰かの許しがいる」という法

憲法下の社会

日本国憲法 被災地

一復興の遅れは憲法に緊急時の規定がないからですか？

樋口 未だに苦しい生活を強いられているのは、少数者の意見が反映されにくい政治のあり方の問題だ。憲法の下で70年に渡って築き上げてきた社会は、大震災に被災し方向性を示さずとも壊れていよい。この社会に胸を張つても良いと思う。その理由は三つ。一つには、「個人が大切」はワガママだと退けられてきたが、今回の震災では組織ではなく、「一人ひとりが自分の気持ちで動いて支え合つた。憲法13条の「個人の尊重」が、大きな役割を果たした。改憲派が狙う、「個人」から「人への変更は、「個人が大切」の「個人」を曖昧にするものだ。

歴史的には、改憲派の鳩山人気の時（一九五五年）にさえ、衆議院と翌年の参議院選挙で改憲反対勢力が三分の一以上となり、改憲に進めなかつた。最近では、第一次安倍内閣が参議院選挙で敗れ、改憲が止まつた。戦後70年の間に、参議院選挙で示された日本人のバランス感覚は、健全であつたと言える。衆・参のねじれが醸し出す摩擦熱を制御しながら、一つひとつ乗り越えていくのが政治の知恵であり、成熟した社会へ向かう正道だ。

県民の皆様へ

みやぎ 9 条狼話会

私たちは、人権の保障を宣言し、権力分立を原
理とする統治機構を定めた「日本国憲法」を変更
することは、立憲主義はもとより民主主義と国
際協調主義の根幹をくつがえすものだと考て
います

世界は、新しい国際協調と共生の社会に向かっており、日本に必要なことは、憲法を変えることではなく、「日本国憲法」がめざしている社会へ向かって行くことだと考えます。

「日本国憲法」がめざす社会の基本を、次のように考えています。

1. 「個人」が大切にされる社会
人は「個人」として大切にされることが憲法の本質であり、「基本的人権」の尊重です。「個人」を「人に置き換え「公益や公の秩序」で縛る憲法「改正」に反対し、「個人」が大切にされる社会をめざします。

2. 国民が主役の社会
「国家権力から国民を守る」ことが憲法の本質であり、「国民主権」と「立憲主義」の原則です。国民を「国家の存続」のために位置付ける憲法「改正」に反対し、「国民が主役」の社会をめざします

3. 平和と国際協調の社会

「政府の行為で再び戦争を起こさない」ことが憲法の本質であり、「平和主義」です。国防軍を創設して「人を殺す」戦争を否定しない憲法「改正」に反対し、「平和と国際協調」の社会をめざします。

以上のことから、私たちは「国会の単純過半数で憲法改正の発議」を可能とする「憲法96条」の変更を含め、日本国憲法の「改正」に反対します。

樋口陽一氏、改憲に「警鐘」

国防軍、国民異論封ずる方向に

自民党が昨年四月に発表した憲法改正草案は、9条の2に「国防軍」を創設するなど、現行憲法の本質を変えてしまった変更が多数あります。安倍政権が公言する「96条の改正」は、自民党などがめざす「憲法改正」の条件を緩和しようとするものです。9条の変更は、「国防軍」の創設にとどまらず、「國民主權」「基本的人權」「平和主義」を基本とする憲法全体の条文に変更を迫り、全て



代表 = 後藤東陽(写真家)、安孫子麟(東北大大学元教授)、稻垣達也(ピアニスト・作曲家)、
河相一成(東北大大学名誉教授)、清藤恭雄(弁護士)、勅使河原安夫(弁護士)、齋藤昭子
(宮城県生協連会長理事)、戸枝慶(仙台YWCA元理事長)、樋口晟子(東北福祉大学元教授)